

新型コロナウイルス感染症にかかる市民向け支援制度一覧

R4.6.30現在

		新規	変更	制度名	対象者	支援内容	周知方法	担当部署
貸付金			1	休業等で生計が維持できない 緊急小口資金(特例)	休業等により収入の減少があり、一時的な貸し付けが必要な世帯	・貸付上限10万円(特別な場合は20万円) ・無利子 ・保証人不要 ・据置1年以内 ・償還2年以内 ・申請期限 令和4年8月末	広報, ホームページ	宇土市社会福祉協議会 電話 (23)3756
			2	失業等で生計が維持できない 総合支援資金(特例)	失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯	・貸付上限15万円/月(2人以上20万円/月) ・原則3カ月以内(一定の条件により最大3か月間の再貸付が可能) ・無利子 ・保証人不要 ・据置1年以内 ・償還10年以内 ・申請期限 ①初回貸付:令和4年8月末 ②再貸付:令和3年12月末		
			3	休業等で生計が維持できない ひとり親家庭向け貸付	保育所や学校などの臨時休業、事業所の休業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯	・母子父子寡婦福祉資金貸付金における生活資金(生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付)の活用が可能 ・生活安定に係る貸付については、母子(父子)家庭になって7年以上の母(父)は対象外です。また、失業に係る貸付の対象は失業者のみで、長期求職者等は対象外。	広報, ホームページ	熊本県宇城地域振興局 総務福祉課 電話 (32) 2416
生活支援	給付金等		4	離職等で住居を失った(その可能性がある) 住居確保給付金(特例)	離職等で住居を失った世帯(その可能性がある世帯も含む)	・支給額上限33,000円(単身の場合) ・支給期間3カ月間(一定の条件により延長・再延長が可能)	広報, ホームページ	宇土市社会福祉協議会 電話 (23)3756
			5	療養のために休業した場合の支援 傷病手当金	宇土市国民健康保険・熊本県後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため会社等を休み給与収入が減少した方	・支給要件:働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間(就労を予定していた日)。 ・支給額: (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ・適用期間:令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)	広報, ホームページ	市民保険課 国保年金係 電話 (22)1111(内線426)
		★	6	生活困窮者への支援 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、収入、資産、求職等の要件を満たすもの	支給額(月額):単身世帯:6万円, 2人世帯:8万円, 3人以上世帯:10万円 支給期間:申請月から3ヶ月(申請期間延長:令和4年8月31日まで)	広報, ホームページ	福祉課 福祉政策係 電話 (22)1111(内線410,411)
		★	7	住民税非課税世帯等への支援 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	世帯全員が、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯(ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外)	世帯全員が、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯に10万円を給付。 対象者に確認書類を令和4年2月14日に送付済。 令和4年9月30日申請〆切	広報, ホームページ 対象世帯宛て 個別通知発送	福祉課 福祉政策係 電話 (22)1111(内線410,411)
		★	8	低所得者世帯への支援 低所得者世帯給付金支給	非課税世帯臨時特別給付金の支給対象にならない、均等割課税世帯と、住民税均等割課税者の扶養親族世帯	・対象世帯一世帯につき5万円を給付。 ・対象と思われる世帯に令和4年4月から順次通知を送付。 令和4年9月30日申請〆切	広報, ホームページ 対象世帯宛て 個別通知発送	福祉課 福祉政策係 電話 (22)1111(内線410,411)
		9	生活困窮者自立支援金再支給世帯への支援 生活困窮者自立支援金再支給世帯独自給付金	非課税世帯臨時特別給付金の支給対象にならない、均等割課税世帯と、住民税均等割課税者の扶養親族世帯	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再交付を受給した世帯に給付金を支給。 支給準備中。	対象世帯宛て 個別通知発送	福祉課 福祉政策係 電話 (22)1111(内線410,411)	
		10	低所得の子育て世帯への支援 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	【ひとり親世帯】 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】 ・令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者で令和4年度市町村民税均等割非課税者等 ・令和4年1月以降の家計急変者	【ひとり親世帯】 ・児童1人当たり一律5万円 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】 ・児童1人当たり一律5万円	対象世帯宛て 個別通知発送	子育て支援課 保育子育て支援係 電話 (22)1111(内線420, 435)	
★	11	低所得の子育て世帯への支援 熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた世帯	・2万円を支給。第2子以降については、児童1人当たり5千円を加算した額を支給。	対象世帯宛て 個別通知発送	子育て支援課 子ども家庭支援係 電話 (22)1111(内線421, 443)		

生活支援 (1)

生活支援 (Ⅰ)	★	12	非課税の世帯への支援 令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金	令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	令和4年度に新たに世帯全員が、令和4年度住民税均等割が非課税の世帯に10万円を給付。(ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外)	対象世帯宛て個別通知発送	福祉課 福祉政策係 電話 (22)1111(内線410,411)
	貸与	1	家計急変で緊急に奨学金が必要 育英資金の緊急貸与	高校等に在学する方	・月額8,000円～35,000円(無利息) ・貸与期間は申請年度の年度末まで	ホームページ	熊本県教育庁 高校教育課 電話 096(333)2682
学生支援 (Ⅱ)	返還猶予	2	熊本県育英資金の返還が困難 育英資金の返還猶予	収入が著しく減少した方	・猶予を希望する月から1年以内		
	給付金等	3	「学びの継続」のための支援 学生支援緊急給付金	国内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び日本語教育機関に在学中で、経済的理由により修学の継続が困難であると認められる者	・給付額：10万円	ホームページ	在学する各学校
休業支援 (Ⅲ)	助成金	1	従業員に休業してもらおう 雇用調整助成金(特例措置)	事業主	・助成額上限(1日1人原則13,500円) ・助成率は企業規模や雇用状況により変動 ・対象期間は令和4年6月30日まで	広報、ホームページ	ハローワーク宇城 電話 (32)8609
		2	労働者に有給休暇を取得させる 両立支援等助成金 育児休業支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」	臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主(特別有給休暇制度の規定化等の要件あり)	1人あたり5万円 1事業主につき10人まで (上限50万円)	ホームページ	本社を管轄する都道府県労働局 熊本労働局雇用環境・均等室 電話096(352)3865
資金繰り (Ⅳ)	融資	★ 1	資金繰りのため融資を受けたい セーフティネット貸付 4号(突発災害)・5号(業況悪化)	事業主	・4号：100%保証, 前年比20%～売上減 申請期限 令和4年9月30日 ・5号：80%保証, 前年比5%～売上減 申請期限 令和4年9月30日	広報、ホームページ	熊本県信用保証協会 電話 096(375)2000
		2	無利子・無担保融資 (特別貸付・特別利子補給制度)	事業主	・前年比5%以上の売上減少 ・融資限度額 国民事業6,000万円(別枠)	広報、ホームページ	日本政策金融公庫 熊本支店 電話 096(353)6121
		3	マル経融資の金利引き下げ	事業主	・前年比5%以上の売上減(小規模事業者) ・融資限度額：1,000万円(別枠) ・当初3年間の金利0.9%引き下げ		
		4	農林漁業者の経済的負担の軽減 新型コロナウイルス対策緊急支援資金	農林漁業者	・農林漁業収入が前期より10%以上減少した場合、保証料不要で最大5年間無利子での貸付けを受けられる。	広報、ホームページ	農林水産課 農業振興係(農業) 林務水産係(林業・漁業) 電話 (22)1111(内線603,604,605)
支援金等	5	感染者訪問時の消毒負担の補助 宇土市新型コロナウイルスに係る消毒事業補助金	宇土市内の事業者で、感染者の利用が判明した店舗等	・消毒作業委託費の1/2を補助 ・補助上限：50万円 ・令和2年2月1日から適用	広報、ホームページ	環境交通課 環境交通係 電話 (22)1111 (内線518, 519)	
	6	国の「事業復活支援金」を受給された事業者への支援 熊本県事業復活おうえん給付金	事業主	・①と②を満たす中小法人等・個人事業者 ①熊本県内に店舗や事業所等を有する事業者 ②国の「事業復活支援金」を受給された事業者(給付額) ・国の「事業復活支援金」給付金額×2/5の金額(上限額) 個人：20万円 中小法人等：40万円 ・申請受付 令和4年4月1日～令和4年7月31日	ホームページ	熊本県事業復活おうえん給付金事務局 096(312)3777	

資金繰り (Ⅳ)	支 援 金 等	7	令和1年と比較し令和3年の売上が25%以上減少 宇土市小規模経営支援累進給付金	市内に事業所を有する小規模経営の事業者	<ul style="list-style-type: none"> 売上高の減少が25%以上40%未満 最大 60万円 売上高の減少が40%以上 最大 100万円 申請受付 令和4年5月9日～令和5年1月31日 ※令和元年分の売上高に応じて給付額の違いあり。 ※農業、漁業、林業の事業者は、この事業の対象外。 	広報、 ホームページ	商工観光課 商工観光係 電話 (22)1111(内線612, 613)
		8	令和2年中と比較し令和3年中の事業総収入が25%以上減少 宇土市農林漁業者支援累進給付金	令和2年中の事業総収入が400万円以上で、令和3年中の事業総収入が令和2年中の事業総収入と比較して25%以上減少した農林漁業者	【給付金額】 (令和2年中の事業総収入) 400万円以上1,000万円未満 10万円 1,000万円以上2,000万円未満 20万円 2,000万円以上 30万円 ・申請受付 令和4年5月9日～令和5年1月31日	広報、 ホームページ	農林水産課 農業振興係(農業) 林務水産係(林業・漁業) 電話 (22)1111 (内線603,604,605)
納税相談・減免 (Ⅴ)	納 税 相 談	1	一時的に納税が困難 国税の納税相談	税金を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族が罹患、事業の休廃止、事業に著しい損害を受けた場合等 個別状況に応じて分納や納税猶予を適用 	広報、 ホームページ	宇土税務署 電話 (22)0410
		2	一時的に納税が困難 市税の納税相談	税金を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族が罹患、事業の休廃止、事業に著しい損害を受けた場合等 個別状況に応じて分納や納税猶予を適用 	広報、 ホームページ	税務課 収納係 電話 (22)1111(内線515, 516)
	減 免 ・ 分 割 納 付	3	税負担の軽減 国民健康保険税の減免	税金を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病、事業収入等の減少 納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和3年度及び令和4年度の国保税を対象とし、減額または免除(所得制限あり) 受付期間は令和4年6月13日～令和5年3月31日まで 	広報、 ホームページ	税務課 市民税係 電話 (22)1111(内線509, 510)
		4	保険料負担の免除 国民年金保険料の免除申請	保険料を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 収入が減少し、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合 年金事務所か市役所へ申請書を提出(郵送可) 令和2年2月分から令和3年度分までが対象 	広報、 ホームページ	市民保険課 国保年金係 電話 (22)1111(内線424, 425)
		5	保険料負担の軽減 後期高齢者医療保険料等の減免	保険料を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病、事業収入等の減少 令和4年度賦課保険料について減額または免除(所得制限あり) 申請期限: 令和5年3月31日まで 	広報、 ホームページ	
		6	介護保険第1号被保険者 介護保険料の減免	保険料を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病、事業収入等の減少 申請期限: 令和5年3月31日(令和4年度分) 令和4年度分についても実施予定 	広報、 ホームページ	高齢者支援課 高齢者支援係 電話 (22)1111(内線413)
		7	市営住宅家賃の軽減 市営住宅家賃減額措置	家賃を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 収入が著しく減少した場合 要申請 	広報、 ホームページ	都市整備課 建築住宅係 電話 (22)1111(内線710, 711)
		8	一時的に納付が困難 水道料金・下水道料金の分割納付	水道料金・下水道料金を一時的に納付することが困難な者	<ul style="list-style-type: none"> 要相談 	広報、 ホームページ	上下水道課 上下水道係 電話 (22)1111(内線717)
		9	中小事業者の設備投資を支援 生産性向上に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	対象となる新規の設備投資を実施した中小事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上に向けた新規の設備投資に係る固定資産税を3年間軽減 対象資産に事業用家屋と構築物を追加 期間を令和4年度まで2年間延長 	広報、 ホームページ	税務課 固定資産税係 電話 (22)1111(内線511, 512)